

2019 年度実施の入学者選抜における令和元年台風第 19 号により被災された志願者への 特例措置について

1 概要

2019 年 10 月に発生した令和元年台風第 19 号の被害状況等に鑑み、被災者等が進学を断念しないよう、2019 年度実施の入学者選抜における特例措置として、入学検定料の免除及び入学料の減免を実施します。

2 内容

- (1) 入学検定料の免除
- (2) 入学料の減免

3 対象者及び免除・減免の割合等

対象		免除・減免の割合		確認書類
		入学検定料	入学料	
令和元年台風第 19 号により被災した志願者で、右のいずれかに該当する者	主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊（床上浸水を含む。）、流失した場合	全額免除 (返還)	全壊、大規模半壊、流失の場合：全額免除 半壊の場合：半額免除	り災証明書またはり災届出証明書
	主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合		全額免除	死亡又は行方不明を証明する書類

4 実施方法

- (1) 入学検定料の免除

- ア 申請に係る書類を受験票に同封して送付します。
- イ 申請があった者の内、上記 3 に該当する受験者に入学検定料を返還します。

- (2) 入学料の減免

- ア 申請に係る書類を合格通知に同封して送付します。
- イ 申請があった者の内、上記 3 に該当する入学者の入学料を減免します（決定までは入学料の納付を猶予します。）。
 - ウ り災届出証明書を提出した者は、後日、り災証明書を提出すること（り災証明書が発行され決定するまでは入学料の納付を猶予する。）。

5 その他

免除・減免の申請をされる場合には、事前に本学入試グループまでご相談ください。